

# 日本語教師の国家資格化と日本語教育機関の 認定に関する制度創設についてのFAQ

真野 蟻乃典(ありのす)

<https://arinos.website/>

第1.0版(2023年1月11日現在)

## はじめに

日本語教師の国家資格化と日本語学校をはじめとした日本語教育機関の認定に関する制度創設の大枠について検討を重ねた有識者会議の報告案に対する意見募集（パブコメ）が実施されています。しかし、会議を傍聴していないと検討のプロセスが見えにくいためか「なんだかよく分からない」「結局どうなるの」という声も聞こえてきます。そこで、非公式ながら、これまでの文化庁の発信や有識者会議の傍聴記録を整理し、今の段階を確認するためのFAQ（よくある質問と回答）を作成しました（確定事項ではないことも多いです。）。パブコメ提出やその後の進捗把握などの一助となれば幸いです。

ありのすけ

## Q 日本語教師が国家資格になるの？

「日本語教育の推進に関する法律」（2019年6月公布・施行）では、国の責務として「日本語教育の推進に関する施策」を策定・実施することが定められました。

その基本的施策の中では「日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善」を図ることが挙げられ、「国内における日本語教師の資格に関する仕組み」を整備することとされています（第21条）。

この法に基づき、現在「登録日本語教員」として**日本語教師の国家資格を創設**する準備が進められています。

## Q 資格の名前は登録日本語教員で確定なの？

現段階では**限りなく確定に近い仮称**です。

今回のパブコメで、国民からより相応しい名称案（代替案）が提出されれば変更される可能性があります。

ただし、おそらくすでにこの名称で法案の原案が立案されていることから、覆すにはかなり説得力がある意見を提出する必要があると思います。

## Q なんて登録日本語教員なの？

当初は日本語教師の個人の資質・能力を国が認定するという方針・観点で、職業面にフォーカスした「公認日本語教師」という仮称が用いられていました。

その後、個人の資格から個人が働く機関のほうを認定し、その機関に国（文部科学省）に「登録」した知識・技能を有する人材を置くという形へ方針転換がありました。

また、立法により新たな法令に基づく教育施設として「認定日本語教育機関」（仮称）を制度化することから、学校に準じて法令に基づく用語である「教員」を用いることとされました。

## Q 公認日本語教師はようになったの？

かつて「公認日本語教師」として創設が検討されていた名称独占の国家資格は、いくつかの会議での議論や関係省庁との相談・調整を経て、「登録日本語教員」に名称が変更となりました。

名称は変わりましたが、「日本語教育の推進に関する法律」(推進法)に基づく「日本語教育の水準の維持向上」という大きな方向性はそのまま継承されています。

ただし、建付けとしては、機関とは直接結び付かない個人の資質・能力の証明だったものが、機関の教育の質を担保する知識・技能の証明になっています。

## Q なんで公認日本語教師じゃダメだったの？

当初は国家資格を単独で創設する方針でしたが、内閣法制局と文部科学省・文化庁との意見調整において**国家資格であることの必要性や日本語教師の業務範囲の不明確さなどが課題**となりました。

そこで日本語教育機関の認定制度を同時に創設し、**認定機関における教員要件資格**という形で抱き合わせて法制化することで解決を図ることとなりました。

その過程で名称についても「公認日本語教師」と「公認ではない日本語教師」が混在する紛らわしさなどが指摘され、職業名と資格名が切り離されました。

## Q 新資格を取らないと教えられないの？

基本的な考え方は、現在、有資格者要件として準用されている「日本語教育機関の告示基準」の教員要件（第1条第1項第13号）と同様です。法務省告示校（日本語学校）では要件を満たしていなければ教えることができません。その要件が新資格取得者に置き換わります。

つまり、新資格制度でも認定日本語教育機関で日本語教育に従事するすべての教員は登録日本語教員であることが必須となり、新資格がないと教えられません。それ以外の現場（認定を受けていない機関）では、これまでと同様に新資格がなくても教えることができます。



## Q 今の有資格者要件はどうなるの？

現在の有資格者要件を満たす現職日本語教師の方には経過措置（移行期間中の特例）が検討されています。

一定の経過措置期間中に限っては、現行の有資格者要件で足るものとされる（又は新資格を取得しているものと見做される）予定ですが、経過措置期間の終了後は認定機関の教員要件としては無効となる見込みです。

一方で、認定機関以外の場で求めに応じて提示する場合など、それぞれの証明書類自体は引き続き有効です。

## Q 資格を取り直さなきゃいけないってこと？

引き続き、認定機関での勤務を希望する場合、**原則的にはそうなります**。ただし、新資格の取得方法に関しても複数ルートが用意され、現職日本語教師（現職者）など一定の要件を満たす方には**負担軽減のための時限的な経過措置が検討**されています。

具体的な方法・対象などは今後の議論の中で決定されますが、新資格取得のための筆記試験の一部免除や経過措置講習修了による代替措置、教育実習の免除などが挙げられています。経過措置期間の終了後はすべての方が改めて正規ルートで取得することとなります。

## Q 現職日本語教師って誰のことなの？

「一定の質が担保された日本語教育機関に一定期間以上勤務している者」とされていますが、具体的にはまだ決まっていません。

質が担保された機関は、法務省告示校や大学留学生センター・別科などが想定されているほか、企業等での指導経験についても対象とする方向で今後検討されます。

また、海外勤務経験や一時的に休職・離職している方などへの配慮も検討されています。一方でまったく実務経験がない場合は現職者に含まれない見込みです。

## Q 経過措置ってどういうこと？

制度の開始時点では新資格を取得している者や認定を受けている機関はさほど多くなく、教員登録や機関認定が完了・浸透するまでにはある程度のタイムラグも発生します。そうした**新制度への移行過程における不備を補うもの**として経過措置が検討されています。

経過措置は**現職者等に不利益がないよう設けられる**という側面もありますが、あくまで時限的な取扱いであり、恒久的な移行措置とは異なります。

## Q 経過措置期間はどのぐらいなの？

何らかの方法で十分な期間の経過措置を設けることが前向きに検討されていますが、まだ決まっていません。

他の国家資格が創設された際の議論も参考にしていくな必要があるとのことで、**1年～7年程度で調整**されると考えられます。経過措置の内容によっても変動するため、併せて検討されます。

## Q なぜそのまま移行できないの？

制度創設の背景として、これまでの養成の質や試験の出題範囲などにばらつきがあり、教育の質・内容に課題があることが指摘されています。そのため**新制度によって国が一定の質を担保する**という趣旨です。

ばらつきや課題があるとされる現行の有資格者要件を満たす者すべてを一律に移行させることはこの趣旨に反することとなります。また、**国家資格であるため、国が責任を持って要件を確認する**という意図もあります。

## Q 新資格はどうやって取得するの？

原則として、(1) 日本語教育能力を判定する**2種類の筆記試験** (5区分ごとの基礎的な知識・技能を測る試験①と聴解問題を含む区分横断的な複合問題によって基礎的な問題解決能力を測る試験②) に合格し、(2) 教育実習実施機関における**教育実習**を修了し、(3) 国(文部科学大臣)に**登録申請**をすることで取得できます。

指定日本語教師養成機関を修了した者は試験①が免除され、登録日本語教員には登録証が交付されます。また、年齢・国籍・母語は資格取得の要件とならないため、どなたでも資格取得を目指すことができます。

## Q 筆記試験はどんな内容なの？

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年報告）で示された**3領域5区分50項目の「必須の教育内容」**を踏まえた出題範囲で基礎的な知識・技能や問題解決能力を測る内容です。

詳細は今後検討されますが、**指定日本語教師養成機関を適切に修了すれば合格できる水準（養成修了段階）**とされ、出題は多肢選択式で、筆記試験①と筆記試験②はそれぞれ別に合否判定が行われます。

試験は文部科学大臣が指定する指定試験実施機関が全国各地で年1回以上実施することとなっています。



## Q 日本語教育能力検定試験と何が違うの？

日本語教育能力検定試験は昭和60年報告や昭和62年報告を受けて開始されたもので、現行の有資格者要件にもなっていますが**現状は民間試験の位置付け**です。

一方、新制度における筆記試験は国が指定した指定試験実施機関が**新たに国家試験として実施するもの**です。なお、検定試験の実施主体である日本国際教育支援協会が指定されると決まっているわけではありません。

今後、全養協日本語教師検定とともに経過措置の対象となる「一定の要件を満たす民間試験」として平成31年報告への適合性を有するかなどが検討されます。

## Q 日本語教育能力検定試験はなくなるの？

現段階では明言されておらず、**どちらとも言えません。**

国家試験に吸収・統合・継承され役目を終えるという見方もできますが、国家資格を取得せず（機関に所属せず）活躍する日本語教師や日本語学習支援者の方々の日本語教育能力を証明する民間試験として存続することも考えられます。

今後、実施主体である日本国際教育支援協会と文化庁との間で検討・調整されるものと思われます。

## Q 教育実習はどんな内容なの？

指定日本語教師養成機関（原則として養成課程の一部に実習が含まれる。）又は指定教育実習実施機関において、平成31年報告で示された「教育実習の指導項目」を踏まえた**教壇実習を含む実践的な教育実習**を履修・修了することが必須となります。

実務に必要となる教育実践の経験を一定程度積むことが目的であるため、レベルに合った学習者に対するクラス授業を組み込むことやオンライン授業への対応なども検討されるほか、実習施設や実習担当教員などの要件も今後具体的に検討されていきます。

## Q 教育実習だけ別途受けられるの？

養成を受けず、独学等で国家試験に挑戦する場合やこれまでの養成段階で実習を履修していない場合などには、国家資格取得のために実習の修了が求められます。

そのため、指定日本語教師養成機関のほか、審査を受けた指定教育実習実施機関で**新たに実習のみを受けられる仕組みが構築**される予定です。

なお、指定日本語教師養成機関に通う場合は、原則として養成課程の一部に教育実習が含まれているため、改めて別の機関で実習を履修する必要はありません。

## Q 指定日本語教師養成機関って何？

現行制度では告示基準の策定や平成31年報告を受けて始まった文化庁への届出のもと、大学等における日本語教員養成課程（いわゆる主専攻・副専攻）や民間機関等による日本語教師養成講座（いわゆる420時間）が、有資格者要件として認められる養成を担っています。

こうした機関を想定して、新たに指定基準を設けて養成内容等を審査し、試験①免除の対象となる「指定日本語教師養成機関」として指定を行うものです。これまで曖昧だった講師要件などについても新たに規定が作られる予定で、自動的に移行するわけではありません。

## Q 今、養成を受けている人はどうなるの？

新制度が開始されるまでは現行制度が維持・継続されますが、制度開始の前後で受講中の方は原則、「**指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者**」として**経過措置（Cルート）の対象**となる見込みです。

どこが「**同等相当現行課程**」として認められるかはまだ分かりませんが、一部改定があった2022年4月以降に受講開始された方であればほとんどが平成31年報告に対応しているはずですが、また、現行制度の開始時点の2017年4月以降に受講開始された方も可能性が高いですが、それ以前の平成12年報告は検討事項です。

## Q 認定日本語教育機関って何？

日本国内において日本語教育を提供する機関のうち、一定の要件を満たし、新たに作られる認定基準に基づいた国（文部科学大臣）の認定を受けた教育機関です。「留学」「就労」「生活」の3つの類型があります。

認定を受けた機関に関する情報は国が一元化し、多言語情報発信サイトなどで基本的な事項を公表するほか、定期報告や内部質保証の仕組みも作られる予定です。

推進法で「日本語教育を行う機関の類型及びその範囲」について検討するとされていることに基づいて、新たに法制化されるものです（附則第2条）。

## Q 認定機関にならないといけないの？

「留学」類型に関しては、認定機関であることを「留学」の在留資格認定証明書交付申請の要件とする方針であるため、留学生の受入れを継続することを希望する場合は**認定機関を目指さないという選択肢はありません。**

「就労」「生活」類型に関しては**任意（希望制）**ですが、類型ごとの特色や実態に配慮しつつも、大枠としては「留学」類型とある程度共通する評価基準で審査が行われます。また、1つの機関が複数の種類の認定を受けることも可能とされています。



## Q 法務省告示校はなくなるの？

現行制度では日本語教育機関が外国人留学生を受入れるためには文部科学大臣の意見を聴いた法務大臣が定める告示（留学告示）を受けする必要があります。

これを法務省令（上陸基準省令）を改正し、留学告示によってではなく、「留学」類型の認定日本語教育機関であることをもって受入れを認めることと改める方針です。

現在の法務省告示校が留学生の受入れを継続するためには、**新たな認定を受け**る必要があり、その意味では**告示校**という概念は**発展的解消**されることとなります。

## Q 日本語教育機関の告示基準はどのようなもの？

現在の方針どおり進めば、留学告示の改正又は廃止告示をもって現行の告示基準も役割を終えるものと考えられますが、告示基準で定められていた内容の一部は**新たな文科省の認定基準**においても活用されます。

また、在留資格の該当性や相当性などの確認のため、出入国在留管理庁（入管庁）においても現行の告示基準に相当する**新たな学生募集・在籍管理等の基準**が設けられる予定です。併せて入管庁に対する各種の報告・届出も継続されます（一部は文科省に引き継がれます）。

## Q 文科省と法務省の両方の審査があるの？

当初は現行制度を援用して文科省による教育内容の審査に通った機関が法務省による告示の行政相談を改めて申請するという2段階の仕組みが構想されていましたが、二重審査の負担などから**認定制度は一本化**する方針です。そのうえで、法務省・入管庁が審査に一定の関わり方をする**連携体制を構築**するということです。

機関の性質が入管の所掌事務の範囲である在留資格と密接に関わる以上、入管による審査がまったく不要になることはありません。ただし、「就労」「生活」類型に関しては在留資格と連動しないため、適用されません。

## Q 日本語学校だけに関係する話だよね？

一概にそうとは言い切れません。制度創設当初は主として現行の法務省告示校（日本語学校）が認定日本語教育機関となることが想定されますが、認定には「留学」以外にも「就労」「生活」の類型があり、登録日本語教員は類型種別を問わず必置資格となる見込みです。

今後、種別ごとに教員要件を設定することも含めて検討される予定ですが、仮にこのまま話が進めば、日本語学校以外でも新たな国家資格の取得が義務付けられることとなるため、無関係ではられません。

## Q 大学も影響を受けるの？

もとより大学は専ら日本語の教育を行う機関ではなく、留学告示の対象でもないため、今回の認定を受けなくても引き続き、留学生の受入れが可能です。今回の制度創設には、日本語教育機関を公的な教育機関として認定しようとする側面もあり、すでに公的な教育機関である大学は特段、対象とはされていません。

一方で留学生別科のうち日本語等予備教育を行う課程に関しては、日本語教育機関と共通する特性・課題もあることから、別科独自の特性も踏まえながら、認定の対象とする方針で検討されています。

## Q 認定機関勤務じゃなくても取得できるの？

国家試験の受験や国への登録に特別な要件はないため、どなたでも取得を目指すことが可能です。機関に紐づく教員資格という建付けですが、実態としては「日本語教師の国家資格」であることに違いなく、認定機関で働く者以外についても取得が期待されています。

技能実習・特定技能制度における活用、小中高等における児童生徒への日本語指導、夜間中学での指導、難民等への指導、海外での指導など将来展望として様々な活躍の場が想定されています。

## Q 新資格と認定制度はいつから始まるの？

まだ決まっていません。国会で法案が成立し、公布・施行されれば制度自体は誕生しますが、その場合も即時全面施行ではなく周知期間を置き、まずは一部施行される見込みです。また、法律に示されない実際の運用を定めるための政省令を別途制定する必要があります。

当初の予定では最短で2024年度から始まるとされていましたが、法案の提出時期がすでに1年遅れていることから開始時期も後ろ倒しになる可能性があります。概ね**法案成立の1~2年後が開始の目安**で、2026年度までに段階的に整備することが当面の目標です。

## Q 法案というのは何のこと？

国家資格は法律に基づいて創設されるため、まずは根拠となる法律を作る必要があります。法律は法案が国会（衆議院・参議院）で可決されることで成立します。

そこで「**日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案**」（仮称）が文部科学省において立案されており、2023年1月23日に召集される予定の第211回通常国会における提出・成立が目指されています。



## Q 新資格の取得にいくらぐらいかかるの？

まだ決まっていませんが、一般的には国家資格であるため一切の金銭的負担なく取得できる可能性は低いです。

かかってくる費用の名目として、新資格試験の受験料、教育実習の履修費、登録の際の登録免許税又は登録料、経過措置講習の受講料などが想定され、**数万円程度の費用負担**が生じると考えられます。加えて指定養成機関で養成を受ける場合の学費等、旅費交通費、資格取得後に受講することが望ましいとされる段階に応じた自己研鑽研修の費用なども潜在的な負担となります。

## Q 資格取得にかかるお金は誰が払うの？

まず、新資格の建付けとして、機関の認定に紐づく必置資格であって、認定日本語教育機関で授業を担当する場合は、最終的にすべての教員が新資格を取得しなければならないことに留意する必要があります。

資格取得が業務上必須であること、資格取得者の配置義務は機関に課せられることを踏まえれば、現職者の新資格取得は業務命令権の及ぶ範囲と考えられ、**使用者（認定日本語教育機関）が経費負担すべき事例**です。

しかし、国からそこまで丁寧な指示があるとは考えにくく、**現実的には各現場の判断**になるかもしれません。

## Q 新資格の取得後も研修しなきゃいけないの？

当初は10年ごとの更新講習を義務付ける案もありましたが、各自が必要なタイミングで自分に合った研修を受講し、知識・技能の向上を図る方向性となりました。

認定機関においても研修計画の策定や受講の促進などが評価項目として検討されているほか、活動分野別の初任研修・中堅研修・コーディネーター研修等が予算化され、積極的に受講することが期待されています。

また、今後構築される登録日本語教員のマイページや多言語情報発信サイトで研修受講歴を可視化することや各地域に研修拠点を設けることなども検討事項です。

## Q 多言語情報発信サイトって何？

日本語教育に関するあらゆる情報を一元化して多言語で発信するウェブサイトの構築が検討されています。

電子申請に対応し、認定日本語教育機関、登録日本語教員、指定日本語教師養成機関、指定教育実習実施機関などがそれぞれ自らの情報を登録・公開することができるほか、研修情報の発信、現行の日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）や新資格試験システム（仮称）との連携なども見込まれています。

## Q 国家資格化したら待遇がよくなるの？

今回の報告案では議論の対象になっていません。

推進法においては「処遇の改善」が謳われ、待遇がよくなることも願って創設される資格ですが、そのための具体的な措置として決まっていることは何也没有ありません。

国家資格化による専門性の可視化を通して、職業としての持続可能性や長期的なキャリア形成の体制構築などが目的の一つとされており、その過程で日本語教師の社会的な認知が向上すれば自ずと待遇もよくなっていくのではないかと期待されているようです。

## Q 結局、何が決まっているの？

多くのことが決まっているようで、細かいことはほとんど決まっています（正確には法案が成立しないと「決められません」）。法案が成立してから政省令を制定する過程で具体的な運用の方針策定・環境整備を行うことになっています。そのため、このFAQで回答している内容も今後、変更される可能性が大いにあります。

まだ決まっていないこと、検討中とされていることは主に2023年度から第23期文化審議会国語分科会日本語教育小委員会にワーキンググループを設置して、検討していくこととなります。

## Q パブコメしたら何か意味があるの？

今回のパブコメは「任意の意見募集」として実施されています。このことは文化庁が国民からの多くの意見提出を望んでいることの表れと見ていいと思います。

**当事者の意見を国に直接届けるチャンス**です。多数決ではないため、賛否いずれかが多くても変更されないこともあります。が、確実に読まれています。わたしが過去に提出した意見が反映された前例もあります。

このFAQをご覧になって、一つでも「えっ」と思った方はそれを伝えるのがいいと思います。**注視している人間が大勢いるのだと伝える**ことも意味の一つです。

このFAQは制度創設まで段階に応じて随時更新されます。最新版は↓のウェブサイト又はTwitterからダウンロード可能です。誤りのご指摘や個別のご質問などもこちらからお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

ありのすウェブサイト  
<https://arinos.website/>



ありのすTwitter  
[@mano\\_arinoske](https://twitter.com/mano_arinoske)



※このQRコードはアクセス解析のためにCookieを使用しています。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。この機能はCookieを無効にすることで、Cookieを用いた収集を拒否することができますので、お使いのデバイスのブラウザの設定をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。